

大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報システム運用基本方針

平成20年4月1日

情報化統括責任者決定

大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）は、自由な発想に基づく真理の探究や全世界的な規模での情報交換を維持・発展させるために、国際レベルの適切で高度な情報セキュリティマネジメントシステムの導入と機構内の構成員の理解と協力により、機構の管理責任範囲に存在する重要な情報資産を、機密性・完全性・可用性に対する内外の脅威から守らなければならない。

これらの目的を達成するために、機構における情報システム運用の基本方針を以下のとおり定める。

（情報システムの目的）

1. 情報システムは、機構の理念である「自然の理解を一層深め、社会の発展に寄与する」ことの実現のため、機構のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

（運用の基本方針）

2. 前項の目的を達するため、情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用基準により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、機構に共用される。

（利用者の義務）

3. 情報システムを利用する者は、本方針及び運用基準に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

（罰則）

4. 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規程に定めることができる。